

## ～ 国際研修 ～

### 第3回中国現地セミナー

国際協力部教官

横山 幸俊

#### 第1 はじめに

2009年7月20日、21日の2日間、中国現地セミナーが北京近郊で実施された。

参加者は、中国側から全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室ほかであり、詳細については、後記第2の4のとおりである。

この場をお借りして関係各位に深く感謝申し上げたい。

#### 第2 本セミナー実施の背景・目的

##### 1 本セミナー実施に至る経緯

中国政府からの要請に基づき、2007年11月から3年間の予定で、中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトが開始された。

その後、2008年には、中国政府から、権利侵害責任法（不法行為法）制定の支援も要請されたため、同法制定への協力も行われることとなった。

これまでの上記プロジェクトにおける本邦研修及び現地セミナーと同様に、事前に、中国側（上記民法室）から、関心事項についての書面での質問、日本側（JICA中国権利侵害責任法研究会）からの書面での回答が行われた。なお、上記書面回答作成にあたっては、本セミナー参加者以外に、上記研究会委員である、松尾弘教授（慶應義塾大学法科大学院）の御協力も得た。

##### 2 中国権利侵害責任法について

中国においては、民法のうちの不法行為法編を「侵權責任法」、すなわち、権利侵害責任法として、立法が目指された。現行の同分野は、1986年に制定された民法通則に含まれていた。その後、市場経済への対応等を進めるため、民法のうち、契約法編が「合同法」として、1999年に独立して制定され、さらに、物権編が2007年に制定された。

当初は、民法典一括での改正が検討されたが（2002年改正草案、第1次草案）、上記のような経過をたどり、権利侵害責任法は、2008年12月に全国人民代表大会常務委員会において、第2次草案が審議されていた。

なお、権利侵害責任法は、本セミナー終了後の2009年10月の全人代常務委員会において、第3次草案が審議され、同年12月26日に成立した（施行日は、2010年7月1日）。

### 3 本セミナーの目的

本セミナーは、中国の権利侵害責任法制定に資するため、中国側に、日本の不法行為法の概要等を説明し、中国側から、権利侵害責任法の全体構造・目的の説明を受けた上で、中国側の関心事項等について、討論を通じて理解を深めることを目的とした。

### 4 参加者について

#### 日本側参加者

|       |   |
|-------|---|
| 上原敏夫  | 一橋大学大学院法学研究科教授<br>(JICA中国権利侵害責任法研究会委員長) |
| 中田裕康  | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 (同委員)                 |
| 三木浩一  | 慶應義塾大学法科大学院教授 (同委員)                     |
| 山本和彦  | 一橋大学大学院法学研究科教授 (同委員)                    |
| 沖野真巳  | 一橋大学大学院法学研究科教授 (同委員)                    |
| 金 春   | 大東文化大学専任講師 (同委員)                        |
| 横山幸俊  | 法務省法務総合研究所国際協力部教官<br>(同委員, 検察官出身)       |
| 長田雅之  | 在中国日本大使館二等書記官 (裁判官出身)                   |
| 住田尚之  | JICA長期専門家 (弁護士)                         |
| 山浦信幸  | JICA中国事務所長                              |
| 大久保晶光 | 同事務所職員                                  |
| 宋 雪   | 同事務所職員                                  |
| 鄭 瑾   | 通 訳                                     |
| 吉永叶子  | 通 訳                                     |

#### 中国側参加者

|     |                        |
|-----|------------------------|
| 高志新 | 全人代常務委員会法制工作委员会弁公室 主任  |
| 賈東明 | 全人代常務委員会法制工作委员会民法室 副主任 |
| 扈紀華 | 同 上                    |
| 何 山 | 同室副巡視員                 |
| 陳佳林 | 同 上                    |
| 杜 涛 | 同室処長                   |
| 李文閣 | 同室調研員                  |
| 郝作成 | 同室副処長                  |
| 石 宏 | 同 上                    |
| 庄曉泳 | 同室幹部                   |
| 水 森 | 同 上                    |
| 孫娜娜 | 同 上                    |
| 李 倩 | 同 上                    |
| 許 燦 | 同 上                    |

### 第3 本セミナーの概要

本セミナー日程の方針

前記の目的に従って、中国側の関心事項を踏まえ、日中相互の発表等をもとに討論形式で行うこととした。

### 第4 セミナー日程

#### 1 7月20日午前

討論1 日中不法行為法（権利侵害責任法）の全体構造・目的

日本側発表：中田教授

「日本における権利利益の侵害に対する民事責任」

中国側発表：石宏副処長

「『中華人民共和国権利侵害責任法』立法の関連状況」

#### 2 7月20日午後

討論2 権利侵害に関する訴訟法上の問題（証明責任等）

日本側発表：山本教授「民事訴訟における証明について」

沖野教授「不法行為における証明について」

#### 3 7月21日午前

討論3 全体質疑（環境責任及び高度危険責任を含む）

#### 4 7月21日午後

討論4 全体質疑

質疑応答について

##### (1) 討論1について

中国側から、日本における不法行為責任と契約責任の関係について慰謝料請求権と絡めた質問等がなされ、日本側から説明がなされた。

他方、日本側から、中国の権利侵害責任法と特別法との関係等について質問がなされ、中国側から、一般法と特別法の関係であり、侵権責任法制定に際して、特別法（製品品質法等）も見直すといった説明がなされた。



##### (2) 討論2について

中国側から、因果関係の推定（立証責任の転換）、過失責任と無過失責任の関係、懲罰的損害賠償等について質問がなされ、日本側から説明がなされた。

(3) 討論3について

中国側から、使用者責任と監督者責任、共同不法行為、被侵害利益、一括請求・一律請求・包括請求等について質問がなされ、日本側から説明がなされた。

(4) 討論4について

中国側から、過失相殺、環境汚染責任・高度危険責任等について質問がなされ、日本側から説明がなされた。

他方、日本側から、中国の権利侵害責任法について、損害賠償責任以外の救済方法、公平責任原則規定等について質問がなされ、中国側から説明がなされた。

## 第5 所感

今回は、権利侵害責任法（不法行為法）についての、初めてのセミナーであったことから、日中双方の概括的な説明から始めて、時間の許す限り、中国側の関心事項、日本側から確認しておきたい事項等を対象とした。

前記のように、事前に、書面で、全般的な質問・回答が行われていたこともあって、深く、突っ込んだ議論が行われ、中国の権利侵害責任法制定に向けて、かなり役に立ったものと思われる。

本セミナーの後の状況については、別稿の第4回本邦研修の報告を参照されたい。

## 第6 おわりに

本セミナーは、上記のとおり、中国の権利侵害責任法制定に向けて、参加者が熱意をもって取り組み、所期の目的を達成した。

改めて、本セミナーに御協力いただいた皆様に深く感謝申し上げたい。

なお、本セミナーの会場は、美しい湖畔にあり、夏とはいえ、快適な環境であった。また、本セミナー終了の翌日の2009年7月22日には、日食があり、近郊の万里の長城付近からは、部分日食が見られた。